

霧島錦江湾国立公園（仮称）における霧島生態系維持回復事業の策定の概要

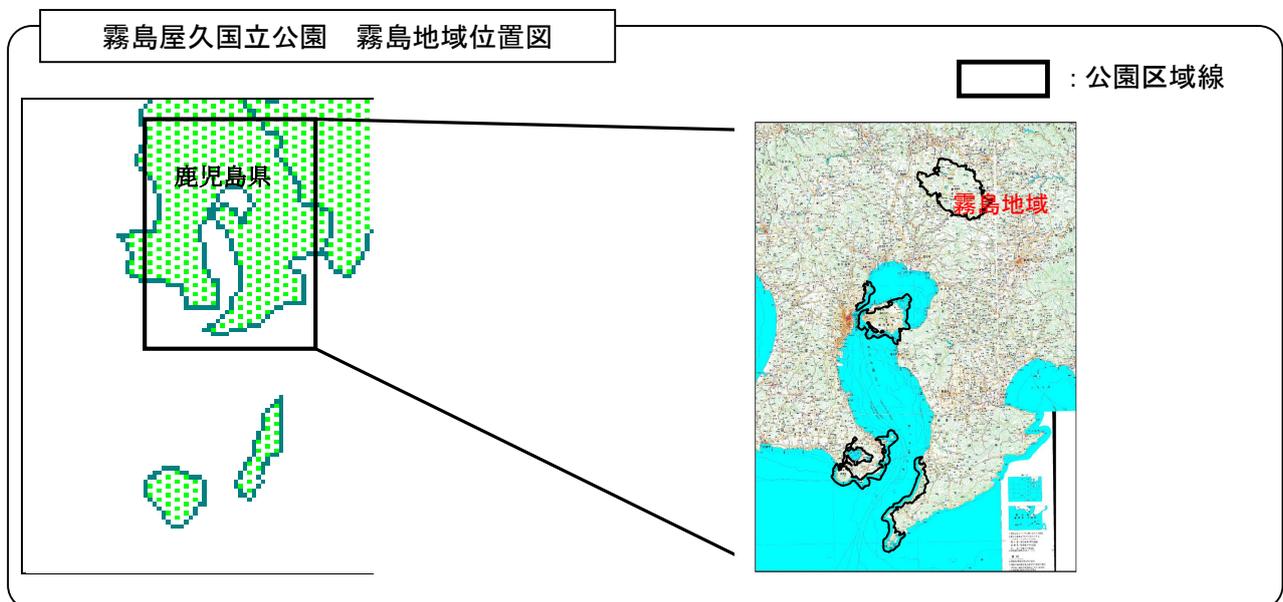
1 経緯

霧島屋久国立公園は、霧島火山帯に属する霧島地域、桜島を中心とする錦江湾地域及びその南方海上に位置する島嶼の屋久島地域からなる国立公園である。昭和9年3月16日に霧島地域が霧島国立公園として指定され、昭和39年3月16日には錦江湾地域及び屋久島地域が追加指定されて、霧島屋久国立公園に改称された。その後、社会状況の変化及び自然環境の評価に関する変化に対応し、公園区域及び公園計画の見直しを行い、平成19年には、口永良部島を公園区域に追加して現在に至っている。

今般、我が国随一の海域カルデラを有する錦江湾の再評価を行い、霧島地域及び錦江湾地域を、火山活動を起源とする景観を主要構成要素とする霧島錦江湾国立公園（仮称）として再編成することとした。

それに伴い、霧島地域では、近年のニホンジカの増加等に伴う樹木の剥皮、森林の更新の停滞等の生態系、農林業等への影響が生じていることから、植生の保護やニホンジカの排除等の対策を行い、霧島地域の生態系の維持又は回復を図るため、生態系維持回復事業を公園計画に追加することとしている。

あわせて、公園計画に基づき生態系維持回復事業計画を策定するものである。



2 生態系維持回復事業計画の策定

生態系維持回復事業計画の名称

霧島錦江湾国立公園（仮称） 霧島生態系維持回復事業計画

生態系維持回復事業計画の策定者

農林水産省、環境省

生態系維持回復事業計画の計画期間

平成23年から平成28年までの約5年間

生態系維持回復事業の目標

省略

生態系維持回復事業を行う区域

霧島錦江湾国立公園（仮称）のうち霧島に係る地域

生態系維持回復事業の内容

省略

生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

省略

※詳細は、霧島生態系維持回復事業計画（環境省原案）を参照